さくら苑 居宅介護支援事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人さくら会が開設する さくら苑 居宅介護支援事業所 (以下「事業所」という)が行う指定居宅介護支援の事業 (以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者 (以下「介護支援専門員等」という)が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の介護支援専門員等は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場にたって援助を行う。
 - 2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健・医療サービスおよび福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整する。
 - 3 事業の実施に当たっては、関係区市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な 連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。
 - ① 名 称 さくら苑 居宅介護支援事業所
 - ② 所在地 札幌市西区発寒 17条 3丁目 4-30

(職員の職種、員数および職務内容)

- 第4条 事業所に勤務する職種、員数および職務内容は次のとおりとする。
 - ① 管理者 1名 管理者は、事業所の従業者の管理および業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供にあたるものとする。
 - ② 介護支援専門員 1名 (1名は管理者兼務) 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日および営業時間)

- 第5条 事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。
 - ① 営業日 月曜日から金曜日 ただし、1月1日を除く。
 - ② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
 - ③ サービス提供日及び時間 営業日及び営業時間と同じ

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

- 第6条 指定居宅介護支援の提供方法および内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、利用料を徴収しない。
 - ① 介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者およびその家族に面接して、支援する上で解決しなければならない課題の把握および分析を行い、その課題に基づき居宅サービス計画を作成する。当該地域における指定居宅サービス事業者に関するサービスの内容等の情報を提供し、サービスの選択を求め、居宅サービス計画およびサービス事業者に関し利用者の同意を得た上で、サービス事業者等との連絡調整を行う。

利用者が介護保険施設への入所等を希望した場合は、介護保険施設への紹介その他便宜を提供する。

課題の分析について使用する課題分析票は居宅サービス計画ガイドライン方式等を用いる。

- ② 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者およびその家族、 指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把 握するとともに、訪問することにより利用者の課題把握を行い、居宅サービス計画の変 更およびサービス事業者等との連絡調整その他便宜の提供を行う。
- ③ 介護支援専門員は、必要に応じサービス担当者会議を当該事業所等で開催し、担当者から意見を求めるものとする。
- ④ 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の自宅等において、 利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明 を行うとともに、相談に応じることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、札幌市内とする。

2 通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実額を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

事業所から、通常の事業の実施地域を越え、5 km未満5 0 0 円事業所から、通常の事業の実施地域を越え、5 km以上1,000円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(その他運営についての留意事項)

- 第8条 指定居宅介護支援事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - ① 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - ② 継続研修 年2回
 - 2 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、 従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約 の内容とする。
 - 4 非常災害時の対応

社会福祉法人さくら会 消防計画、業務継続計画に基づいた対応を行います。

5 虐待の防止について

ご利用者等の人権の擁護、虐待防止の為に虐待防止に関する責任者を管理者とし、虐待及 びハラスメント等のストレス対策に対する研修を実施し虐待防止を啓発、普及し高齢者虐 待防止の推進を行います。

6 身体拘束について

社会福祉法人さくら会 身体拘束に関するマニュアルを遵守し、研修を定期的に行い身体 拘束の廃止に取り組み身体拘束等の適正化の推進を行います。

- ①利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束を行わない。
- ②身体的拘束を行う場合にはその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急 やむを得ない理由を記録する。
- 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は 社会福祉法人 さくら会 と事業 所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- 1.この規程は、平成19年10月 1日 から施行する。
- 1.この規程は、平成23年 7月11日から施行する。
- 1.この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。
- 1.この規定は、平成26年 3月17日から施行する。
- 1.この規定は、平成28年 10月 1日から施行する。
- 1.この規定は、令和 I 年 11月 1日から施行する。
- 1.この規定は、令和2年 9月 1日から施行する。
- 1.この規定は、令和6年 4月 1日から施行する。